

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 6 月 19 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1601330 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700058 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 12 月 16 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 16 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。しかし、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る「賞与支給控除一覧表 (平成 15 年 2 回目賞与)」、同社の回答及び同社が加入している健康保険組合の適用台帳により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額 (30 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 16 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月 14 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601340号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700059号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年6月1日から平成16年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。第三者委員会への申立てにおいて、請求期間の健康保険料及び雇用保険料が給与から控除され、厚生年金保険料が控除されていなかったことが分かったが、同時期に勤務した同僚には厚生年金保険の加入記録があり納得できない。調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びC健康保険組合から提出された「健康保険資格喪失証明書」により、請求者が請求期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社から提出された「賃金台帳給与(組織順)」によると、請求期間に係る健康保険料及び雇用保険料は控除されているものの、厚生年金保険料については控除されていないことが確認できる上、同社は、請求者の給与から、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。